

指定介護老人福祉施設旭川緑苑 重要事項説明書

(Ver.20250801)

指定介護福祉施設サービスの提供に当たり、施設の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次の通り説明します。ご利用は、原則として要介護認定の結果、「要介護3」「要介護4」「要介護5」の認定を受けた方が対象となります。

1. 事業の目的と運営方針

社会福祉法人旭川緑光会（以下「事業者」という。）が開設する指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム旭川緑苑・ユニット型特別養護老人ホーム旭川緑苑（以下「施設」という。）は、介護保険法令に従い、施設の従業者等（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある入所者（以下「入所者」という。）に対し、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入所者の立場に立った適切な指定介護福祉施設サービスを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとします。

2. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）	社会福祉法人旭川緑光会
所在地	〒078-8207 北海道旭川市東旭川町上兵村229番地の8
代表者	理事長 石川 千賀男
設立年月日	昭和58年1月5日
電話番号	0166-36-8022

3. 施設の概要

(1) 施設の概要

施設名	特別養護老人ホーム旭川緑苑・ユニット型特別養護老人ホーム旭川緑苑
指定番号	0172900474
所在地	〒078-8207 北海道旭川市東旭川町上兵村229番地の8
施設長	出永 秀一
開設年月日	平成12年2月1日
電話番号	0166-36-6338
FAX番号	0166-36-6339
HPアドレス	https://ryokkokai.com/

(2) 設備の概要

従来型特養居室	43室／1人部屋（22室）2人部屋（18室）4人部屋（3室）
ユニット型居室	30室／上兵村10室・下兵村10室・屯田村10室
静養室 （従来型特養）	1室 居室で静養する事が一時的に困難な入所者が使用できる静養室を設けます。

食堂 (従来型特養) (ユニット型)	1 室 入所者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、入所者が使用しやすい適切な備品類を設けます。 各ユニットにダイニングスペース
浴室：従来型	一般浴槽 1 室、特殊浴槽 1 室
浴室：ユニット型	一般浴槽各ユニット 1 室、特殊浴槽 1 室
洗面設備	各居室に入所者が使用しやすい適切な洗面設備を設けます。
便所：従来型	個室に入所者が使用しやすい適切な便所を設けます。また、施設内に身体障がい者用 3 か所配置
便所：ユニット型	各居室に入所者が使用しやすい適切な便所を設けます。
医務室	1 室 入所者を診療するために必要な設備及び備品を備えます。
機能訓練室	1 室 入所者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設けます。
面談室	2 室 相談などを行えます。
その他	以下の設備を設けています。 ・介護職員室・看護職員室・調理室・洗濯室・汚物処理室・介護材料室 ・デイルーム・多目的ホール・家族宿泊室・理美容室・談話室

<居室の変更>

下記に該当する場合は、入所者及び代理人との協議のうえ実施するものといたします。

- ①入所者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、入所者の心身の状況により居室を変更する場合があります。
- ②感染症等により個室への入所の必要があると医師が判断した者（個室への入所期間が30日以内に限る）。
- ③著しい精神状態等により、他の同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼす恐れがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者。

(3)施設の従業者体制

職種	職務の内容	員数
施設長	業務の一元的な管理	1 名
医師	入所者の健康管理及び療養上の指導	1 名
生活相談員	入所者・家族への相談援助、地域との連絡調整	1 名
介護職員 看護職員	介護業務 健康管理・口腔衛生・保健衛生管理	入所 3 又は端数を増すごとに 1 以上
管理栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導	2 名
機能訓練指導員	機能訓練等の指示・助言	看護職員兼務 1 名
介護支援専門員	施設サービス計画の作成・実施	2 名

(4)定員

定員	特別養護老人ホーム旭川緑苑	6 0 名
	ユニット型特別養護老人ホーム旭川緑苑	3 0 名
	ショートステイ緑苑	1 0 名

4. サービスの概要

(1)介護保険給付対象サービス

次のサービスについては、居住費・食費を除き、通常9割（～7割）が介護保険から給付されます。

「5 利用料等」をご確認ください。

類	内 容
施設サービス 計画の作成	施設サービス計画を作成します。 - 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、入所者又は代理人に対して説明し、同意を得たうえで作成します。 - 施設サービス計画には、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上での留意事項を記載します。 - 施設は、原則として6月に1回以上、若しくは入所者又は代理人の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、入所者又は代理人と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。 - 施設は、施設サービス計画を作成又は変更した場合には、入所者又は代理人に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。
介 護	入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行います。 - 入浴又は清拭は週2回以上行います。 - 適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行います。 - おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えます。 - 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備します。 - その他、離床、着替え、整容等の介護を適切に行います。
食 事	栄養並びに入所者の体の状況及び嗜好を考慮した食事の提供を、適切な時間に行います。入所者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂等で食事を摂ることを支援します。 【食事時間】朝食8時00分～9時00分、昼食12時00分～13時00分 夕食17時00分～18時00分
相談及び援助	常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はご家族に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行います。
社会生活上の 便宜	施設に教育娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーションを行います。

	・ 日常生活を営むために必要な行政手続きについて、入所者又はご家族が行うことが困難である場合は、同意を得たうえで代わって行います。 ・ 常に入所者のご家族との連携を図るとともに、入所者のご家族との交流の機会を確保するように努めます。 ・ 入所者の外出の機会を確保するように努めます。
機能訓練	機能訓練指導員により、入所者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減衰を防止するための訓練を実施します。
栄養管理	入所者ごとに栄養ケア計画を作成し、入所者の栄養管理を計画的に行います。
口腔衛生の管理	歯科医師又は歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生管理を計画的に行います。
健康管理	医師及び看護職員により、日常の健康相談や定期的な血圧・体重測定など、常に入所者の健康の状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行います。

(2)介護保険給付対象外サービス

施設は入所者又は代理人との合意に基づき、以下の介護保険給付対象外サービスを提供致します。

①特別な食事

入所者又は代理人のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

②教養娯楽設備等の提供、レクリエーション、クラブ活動

入所者又は代理人の希望により教養娯楽設備等を提供し、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

③理美容サービス（カット） 1,400円 （カット・顔剃り） 1,800円

理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

④インフルエンザ等感染症予防対策

入所者及び代理人、ご家族の意向を確認し、インフルエンザ等感染症の予防接種を行います。

⑤入所者の移送

入所者の通院や入院時の移送サービスを行います。 【対象地域】 旭川市内（無料）

⑥家電持込量（1か月 500円）

テレビ・冷蔵庫等、居室で個人の電化製品をご使用される場合

⑦複写物の交付 コピー1枚10円

5. 利用料等

サービスを利用した場合の「基本施設サービス費」は以下の通りです。お支払いいただく「入所者負担金」は、原則として基本利用料に入所者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額になります。ただし、支払方法が償還払いになる場合は、利用料の全額をお支払いいただきます。その場合、お支払いを受けた後、施設からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口へ提出し、後日払い戻しを受けてください。

(1) 基本施設サービス費

種別／介護度			単位数 (1単位10円)	費用額 <10割>	利用者負担額		
					1 割	2 割	3 割
介護福祉施設サービス費（1日につき）	□介護福祉施設サービス費（Ⅰ）個室	□要介護 1	589単位	5,890円	589円	1,178円	1,767円
		□要介護 2	659単位	6,590円	659円	1,318円	1,977円
		□要介護 3	732単位	7,320円	732円	1,464円	2,196円
		□要介護 4	802単位	8,020円	802円	1,604円	2,406円
		□要介護 5	871単位	8,710円	871円	1,742円	2,613円
	□介護福祉施設サービス費（Ⅱ）多床室	□要介護 1	589単位	5,890円	589円	1,178円	1,767円
		□要介護 2	659単位	6,590円	659円	1,318円	1,977円
		□要介護 3	732単位	7,320円	732円	1,464円	2,196円
		□要介護 4	802単位	8,020円	802円	1,604円	2,406円
		□要介護 5	871単位	8,710円	871円	1,742円	2,613円
	□ユニット型介護福祉施設サービス費	□要介護 1	670単位	6,700円	670円	1,340円	2,010円
		□要介護 2	740単位	7,400円	740円	1,480円	2,220円
		□要介護 3	815単位	8,150円	815円	1,630円	2,445円
		□要介護 4	886単位	8,860円	886円	1,772円	2,658円
		□要介護 5	955単位	9,550円	955円	1,910円	2,865円

(2)加算・減算

要件を満たす場合には、上記の基本部分に料金が加算又は減算されます。介護保険給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、入所者負担額を変更します。また上記基本施設サービス費のほかに、下記加算が発生した場合は自己負担額に追加されます。

(□特別養護老人ホーム旭川緑苑 □ユニット型特別養護老人ホーム旭川緑苑)

【加算・減算名】		単位数	費用額	利用者負担額		
			<10 割>	1 割	2 割	3 割
□日常生活継続支援加算	(Ⅰ)	36 単位/日	360 円	36 円	72 円	108 円
□看護体制加算	(Ⅰ)ロ	4 単位/日	40 円	4 円	8 円	12 円
□ADL 維持等加算	(Ⅰ)	30 単位/月	300 円	30 円	60 円	90 円
	(Ⅱ)	60 単位/月	600 円	60 円	120 円	180 円
□若年性認知症入所者受入加算		120 単位/日	1,200 円	120 円	240 円	360 円
□外泊時費用		246 単位/日	2,460 円	246 円	492 円	738 円
□初期加算		30 単位/日	300 円	30 円	60 円	90 円
□退所時栄養情報連携加算		70 単位/回	700 円	70 円	140 円	210 円
□再入所時栄養連携加算		200 単位/回	2,000 円	200 円	400 円	600 円
□退所時情報提供加算		250 単位/回	2,500 円	250 円	500 円	750 円

□協力医療機関連携加算			(1)	50 単位/月	500 円	50 円	100 円	150 円
			(2)	5 単位/月	50 円	5 円	10 円	15 円
□栄養マネジメント強化加算				11 単位/日	110 円	11 円	22 円	33 円
□経口移行加算				28 単位/日	280 円	28 円	56 円	84 円
□経口維持加算			(I)	400 単位/月	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
			(II)	100 単位/月	1,000 円	100 円	200 円	300 円
□口腔衛生管理加算			(I)	90 単位/月	900 円	90 円	180 円	270 円
			(II)	110 単位/月	1,100 円	110 円	220 円	330 円
□療養食加算				6 単位/回	60 円	6 円	12 円	18 円
□特別通院送迎加算				594 単位/月	5,940 円	594 円	1,188 円	1,782 円
□配置医師緊急時対応加算			(勤務時間外)	325 単位/回	3,250 円	325 円	650 円	975 円
			(早朝・夜間)	650 単位/回	6,500 円	650 円	1,300 円	1,950 円
			(深夜)	1,300 単位/回	13,000 円	1,300 円	2,600 円	3,900 円
□看取り介護 加算	(I)	死亡日以前 31 日以上 45 日以下	72 単位/日	720 円	72 円	144 円	216 円	
		死亡日以前 4 日以上 30 日以下	144 単位/日	1,440 円	144 円	288 円	432 円	
		死亡日以前 2 日又は 3 日	680 単位/日	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円	
		死亡日	1,280 単位/日	12,800 円	1,280 円	2,560 円	3,840 円	
	(II)	死亡日以前 31 日以上 45 日以下	72 単位/日	720 円	72 円	144 円	216 円	
		死亡日以前 4 日以上 30 日以下	144 単位/日	1,440 円	144 円	288 円	432 円	
		死亡日以前 2 日又は 3 日	780 単位/日	7,800 円	780 円	1,560 円	2,340 円	
		死亡日	1,580 単位/日	15,800 円	1,580 円	3,160 円	4,740 円	
□認知症専門ケア加算			(I)	3 単位/日	30 円	3 円	6 円	9 円
			(II)	4 単位/日	40 円	4 円	8 円	12 円
□認知症行動・心理症状緊急対応加算				200 単位/日	2,000 円	200 円	400 円	600 円
□褥瘡マネジメント加算			(I)	3 単位/月	30 円	3 円	6 円	9 円
			(II)	13 単位/月	130 円	13 円	26 円	39 円
□排せつ支援加算			(I)	10 単位/月	100 円	10 円	20 円	30 円
			(II)	15 単位/月	150 円	15 円	30 円	45 円
			(III)	20 単位/月	200 円	20 円	40 円	60 円
□自立支援促進加算				280 単位/月	2,800 円	280 円	560 円	840 円
□科学的介護推進体制加算			(I)	40 単位/月	400 円	40 円	80 円	120 円
			(II)	50 単位/月	500 円	50 円	100 円	150 円
□安全対策体制加算				20 単位/回	200 円	20 円	40 円	60 円
□高齢者施設等感染対策向上加算			(I)	10 単位/月	100 円	10 円	20 円	30 円
			(II)	5 単位/月	50 円	5 円	10 円	15 円

□新興感染症等施設療養費		240 単位/日	2,400 円	240 円	480 円	720 円
□生産性向上推進体制加算	(Ⅰ)	100 単位/月	1,000 円	100 円	200 円	300 円
	(Ⅱ)	10 単位/月	100 円	10 円	20 円	30 円
□サービス提供体制強化加算		(Ⅲ)	6 単位/日	60 円	6 円	12 円
□介護職員等処遇改善加算	□(Ⅰ)	1 月につき所定単位の 14.0%				
	□(Ⅱ)	1 月につき所定単位の 13.6%				
	□(Ⅲ)	1 月につき所定単位の 11.3%				
	□(Ⅳ)	1 月につき所定単位の 9.0%				

・日常生活継続支援加算

認知症高齢者等が一定割合以上入所してかつ介護福祉士資格を有する職員を一定の割合配置した場合

・看護体制加算

常勤の看護師配置と、一定以上の看護師配置をしている場合

・夜勤職員配置加算

夜勤を行う職員配置基準を超えて職員配置した場合

・生活機能向上連携加算

自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリ専門職と連携し、訓練を実施した場合

・ADL 維持等加算

入所者の日常生活動作（ADL）を Barthel Index(バーセルインデックス)*という指標を用いて、6 月ごとの状態変化がみられた場合

* Barthel Index(バーセルインデックス)広く用いられている A D L を評価する指標です。食事、車いすからベッドへの移動、整容、トイレ動作、入浴、歩行、階段昇降、着替え、排便コントロール、排尿コントロールの 10 項目を 5 点刻みで点数化し、その合計を 100 点満点で評価する仕組み。

・若年性認知症入所者受入加算

若年性認知症患者の特性やニーズに対応したサービス提供を行った場合

・外泊時費用（居宅サービスを利用した場合）

介護老人福祉施設の入所者が病院又は診療所への入院を要した場合、及び居宅に外泊した場合

* 1 月につき 6 回まで。

・初期加算

介護保険施設等の利用開始にあたって、入所者が施設等での生活に慣れるために行う場合。入所・入居・登録をした日から起算して 30 日以内

・退所時栄養情報連携加算

介護保険施設から居宅、他の介護保険施設等に退所する方の栄養管理に関する情報連携が切れ目

なく行われるようにする観点から、介護保険施設の管理栄養士が、介護保険施設の入所等の栄養管理に関する情報について、他の介護保険施設や医療機関等に提供する場合

- ・再入所時栄養連携加算

退所した入所者が再度入所した場合に、初回の入所時との栄養ケア計画の作成とは大きくことなるため、施設の管理栄養士と連携する病院の管理栄養士とが連携して栄養ケア計画を作成した場合

- ・退所時情報提供加算

入所者が医療機関へ退所した場合に医療機関へ生活支援上の留意点等の情報を提供することを評価

- ・協力医療機関連携加算

介護保険施設等において、定期的なカンファレンスの実施による協力医療機関*との連携体制の構築をした場合

(1)協力医療機関の要件ア～ウを満たす場合

(2)それ以外の場合

* 協力医療機関の要件

ア入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

イ高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること
ウ入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

- ・栄養マネジメント強化加算

管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を 50（施設に常勤栄養士を 1 人以上配置し、給食管理を行っている場合は 70）で除して得た数以上配置しており、低栄養状態のリスクが高い入所者に対し医師、管理栄養士、看護師などが共同して作成した栄養ケア計画に従って、食事の観察（ミールラウンド）を週 3 回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好などを踏まえた食事の調整などを実施。

- ・経口移行加算

経管栄養の入所者ごとに経口移行計画を作成し、計画に従った栄養管理・支援を行った場合

- ・経口維持加算

医師の指示に基づき、多職種が共同して、現に経口により食事を摂取する者であって摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、入所者の栄養管理をするための会議等を行い、入所者ごとに経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成し、当該計画に従い、要件を満たす多職種による支援が行われた場合

- ・口腔衛生管理加算

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に口腔ケアに関する技術的助言及び指導を月 1 回以上実施し、技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されている場合

- ・療養食加算

療養食の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されており、入所者の年齢、心身の状況によ

って適切な栄養量及び内容の療養食の提供が行われている場合

- ・特別通院送迎加算

透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情がある方に対して、1月12回以上、通院のため送迎を行った場合

- ・配置医師緊急時対応加算（早朝・夜間、深夜、通常の勤務時間外の場合）

複数名の配置医師を配置、又は配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じて24時間対応できる体制を確保しており、施設の求めに応じて、早朝、夜間又は深夜又は配置医師の通常の勤務時間外に訪問診療し、診療を行った理由を記録した場合

- ・看取り介護加算

医師が回復の見込がないと判断した入所者に対して、人生の最期の時までその人らしさを維持できるように、入所者やご家族の意思を尊重して、医師、看護師、看護職員が連携を保ちながら看取りをする場合

- ・認知症専門ケア加算

認知症自立度Ⅲ以上の入所者の割合が50%以上の施設において、認知症介護実践リーダー研修修了者を①認知症自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1人以上、②20人以上の場合は10人ごとに1人以上配置し、認知症に関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的を開催している場合

医師により、認知症の行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であり、緊急的な入所が適当であると判断された者に対しサービスを行った場合

- ・褥瘡マネジメント加算

褥瘡管理に係る質の向上を図るため、多職種の間により、入所者が褥瘡管理を要する要因の分析を踏まえた褥瘡ケア計画の作成（PLAN）、当該計画に基づく褥瘡管理の実施（DO）、当該実施内容の評価（CHECK）とその結果を踏まえた当該計画の見直し（ACTION）といったサイクル（以下「PDCA」という。）の構築を通じて、継続的に褥瘡管理に係る質の管理を行った場合

- ・排せつ支援加算

排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより要介護状態を軽減できると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対し、多職種が共同して、排せつに介護を要する原因について分析し、分析結果に基づいた支援計画を作成、当該支援計画に基づく支援を継続的に実施した場合

- ・自立支援促進加算

介護保険施設において、入所者が尊厳を保持し、能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、支援計画に基づく必要な取り組みを実施した場合

- ・科学的介護推進体制加算

さまざまなケアにより記録している入所者の状態像に関する情報について、科学的介護情報システム（LIFE・ライフ）へのデータ提出とフィードバックの活用により、PDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る取り組みを実施した場合

・安全対策体制加算（入所初日）

入所者の介護事故による怪我・死亡を防ぐために、日頃から事故防止に関する研修や情報共有の機会を定期的に実施している場合、入所者につき入所初日に限って算定

・高齢者施設等感染対策向上加算

新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関（協定締結医療機関）との連携体制を構築しており、新興感染症以外の一般的な感染症＊協力医療機関等と感染症発生時における診療等の対応を取り決めるとともに、当該協力医療機関等と連携の上、適切な対応を行っている。＊新型コロナウイルス感染症を含む。

感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受け、また感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けた場合

・生産性向上推進体制加算

介護ロボットや ICT 等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行う場合

・サービス提供体制強化加算

介護福祉士の資格者等、経験豊富な職員を一定の割合配置

※サービス提供体制強化加算（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）又は日常生活継続支援加算のいずれかのみ算定可

・介護職員等処遇改善加算

介護職員のキャリアアップの仕組みを作ったり、職場環境の改善を行ったりした施設に対して支給

(3) その他の費用

①食事の提供に要する費用

ア. 基本料金 1日当たり 1,600円（朝400円、昼640円、夕560円）

イ. 入所・退所時等における食費の負担額

入所・退所の日においては、実際に摂った食ごとの料金とします。ただし、その額がアに定める負担限度額を下回った場合はその額とします。なお、終日利用する場合には、特別な場合を除いて実際に取った食数にかかわらず1日当たりの額とします（全ての食事を摂らない場合を除く。）

②居住に要する費用

基本料金 入所・退所の時間にかかわらず1日当たり

（多床室915円、従来型個室1,231円、ユニット型個室2,066円）

③入所者又は代理人が選定する特別な居室の提供に関する費用の額

④入所者又は代理人が選定する特別な食事に関する費用の額

予め入所者又は代理人の選択により外食、注文食、行事食など、①に定める通常の食事の提供に要する費用の額では困難な食費の額については、通常の食費を控除した額を入所者又は代理人

が負担します。当該額は、提供ごとの食事の内容による価格とします。

⑤理美容代（カット1,400円・カット髭剃り1,800円）

実費（利用料金は施設で立て替え払い後、毎月の利用料金に含めて請求致します）

⑥入所者の移送に係る費用及び距離 【対象地域】 旭川市内（無料）

対象地域を超える場合は、超えた分につき1km 当たり _____ 円をご負担いただきます。

⑦契約書第23条に定める所定の料金

入所者が契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1日当たりご利用料金の50%）

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2月前までにご説明します。

⑧その他

ア その他

- ・入所者の嗜好品の購入、レクリエーションやクラブなど行事への参加費など諸々費用（実費）（材料代等の実費をご負担いただきます。）
- ・サービス提供に関する記録の複写物に関する実費額 1複写につき10円
- ・インフルエンザ等感染症予防接種（実費）

ウ キャンセル料

計画に位置づけられた利用日を中止した場合には、次のキャンセル料を申し受けます。

- ・利用前日までに利用中止のご連絡頂いた場合 無料
- ・利用当日に利用中止のご連絡を頂いた場合（連絡のない場合を含む） 円

<居住費(滞在費)・食費の負担軽減(負担限度額認定)>

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方は、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費(滞在費)・食費の負担が軽減される場合があります。

なお、居住費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

(介護保険負担限度額認定要件)

※配偶者には、世帯を分離している配偶者及び内縁関係の方を含みます。

※年金収入額には老齢年金などの課税年金だけではなく、非課税年金（遺族年金、障害年金）を含む。（遺族年金には寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含む。）

※その他の合計所得金額は、譲渡所得にかかる特別控除を除く。

※第2号被保険者の預貯金等の基準額は1,000万円以下です。（配偶者がいる場合は2,000万円以下）

◎対象者と利用者負担限度額

利用者 負担段階	対 象 者		
第 1 段階	(1)生活保護受給者		
	世 帯 の 全 員 (世帯分離を している配偶 者を含む) が 市民税非課税	(2)老齢福祉年金受給者	かつ、預貯金等の合計が1,000万円 (夫婦は2,000万円以下)
第 2 段階		本人の年金収入額+その他の 合計所得金額が年額80 万9千円以下	かつ、預貯金等の合計が650万円(夫 婦は1,650万円) 以下
第 3 段階①		本人の年金収入額+その他の 合計所得金額が年額80 万9千円超120万円以下	かつ、預貯金等の合計が550万円(夫 婦は1,550万円) 以下
第 3 段階②		本人の年金収入額+その他の 合計金額が年額120万 円超	かつ、預貯金等の合計が500万円(夫 婦は1,500万円) 以下

◎利用者段階別の1日当たりの居住費(滞在費)・食費の負担限度額

利用者負担段階	居 住 費			食 費
	多床室	従来型個室	ユニット型個室	
第 1 段階	0円	380円	880円	300円
第 2 段階	430円	480円	880円	390円
第 3 段階①	430円	880円	1,370円	650円
第 3 段階②	430円	880円	1,370円	1,360円
第 4 段階 (非該当)	915円	1,231円	2,066円	1,600円

ご不明な点ございましたら、旭川市介護保険課管理給付係 Tel 0166-25-6485 まで
お問合せください。

※入院期間中の利用料金について

- ・外泊時費用(入院・外泊加算/1日246円 月6日を限度)をご負担いただきます。月をまたいでの外泊、入院の場合には最大12日の限度となります。
- ・入院期間においても居住費をご負担いただきます。介護保険負担限度額を受けている場合、認定証の有効は6日間であり、7日目以降は基準費用額(第4段階)をご負担いただきます。
- ・30日を超える入院後に再び入所した場合、初期加算(1日30円)をご負担いただきます。

6 利用料金のお支払方法

利用料は、1月ごとに計算し、翌月の10日までにご請求いたしますので、請求された月の15日までに、次のいずれかの方法でお支払いをお願いします。

- ①入所者又は代理人の銀行口座からの自動引き落とし
- ②指定口座への現金振込み（旭川信用金庫 本店 普通預金 1 2 1 3 1 4 0 店番 0 0 1
名義人 特別養護老人ホーム旭川緑苑 理事長 石川 千賀男）
- ③旭川緑苑事務所窓口でのお支払い

7 施設を退所いただく場合等

(1) 入所者の退所

施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。次の事由があった場合に、施設との契約は終了し、入所者に退所していただくことになります。

- ①要介護認定により入所者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ②施設が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、入所者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤入所者又は代理人から退所の申し出があった場合
- ⑥施設から退所の申し出を行った場合

(2) 入所者からの退所の申出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、入所者から施設へ退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③入所者が入院された場合
- ④施設若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤施設若しくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥施設若しくはサービス従事者が故意又は過失により入所者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の入所者が入所者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、施設が適切な対応をとらない場合

(3) 施設からの申出により退所していただく場合

以下の事項に該当する場合には、施設から退所いただく場合があります。

- ①入所者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②入所者又は代理人によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③入所者又は代理人が、故意又は重大な過失により施設又はサービス従事者若しくは、他の入所者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④入所者が連続して7日以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、若しくは入院した場合

⑤入所者が介護老人保健施設に入所した場合若しくは介護医療院等に入院した場合

(4) 施設をご利用中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応

①検査入院等 7 日間以内の短期入院の場合

7 日間以内の入院の場合は、退院後再び施設を利用することができます。ただし、入院期間中は、外泊時費用及び居住費をご負担いただきます。

② 7 日間以上 3 月以内の入院の場合

7 日以上入院される場合には、契約についてご相談をさせていただき、解約とさせていただく場合があります。ただし、契約を解除した場合で、3 月以内に退院された場合には、再び施設に優先的に入所できるよう努めます。また、施設が満室の場合でも、短期入所生活介護（ショートステイ）を優先的に利用できるよう努めます。

③ 3 月以内の退院が見込まれない場合

3 月以内の退院が見込まれない場合は、解約となります。この場合には、施設に再び優先的に入所することはできません。

(5) 円滑な退所のための援助

入所者が施設を退所する場合には、入所者の希望により、施設は入所者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を入所者に対して速やかに行います。

①適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介

②居宅介護支援事業者の紹介

③その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

8 代理人等について

(1) 施設では、契約締結に当たり、代理人、連帯保証人及び身元保証人の設定をお願いしています。

①代理人は、入所者のご家族又は縁故者若しくは成年後見人等の中から選任していただくものとします。

②代理人は原則として連帯保証人を兼ねることとします。但し、施設と代理人と協議の上、代理人とは別の者を連帯保証人とすることができるものとします。

③連帯保証人は身元保証人を兼ねるものとします。

(2) 代理人の職務は、次の通りとします。

①入所者に代わって又は入所者とともに、契約書第3条に定める同意又は要請、同第7条3項、第9条3項、第18条1項、第19条1項に定める解約・解除の意思表示及び手続き、その他入所者を代理して行う意思表示、施設の意思表示や報告・通知の受領、施設との協議等を行うこと。

②入所者を代理して、又は入所者に代わって、サービス利用料等を支払うこと。

(3)連帯保証人の職務は次の通りとします。

入所者と連帯して、本契約から生じる入所者の債務を負担すること。

(4)身元保証人の職務は、次の通りとします。

利用契約が終了した後、施設に残された入所者の所持品（残置物）を入所者自身が引き取れない場合の受取り及び当該受取り又は処分にかかる費用を負担すること。

(5)連帯保証人の負担する保証債務の内容は以下のとおりとします。

①連帯保証人の負担は、極度額 150 万円を限度とします。

- ②連帯保証人が負担する債務の元本は、入所者、代理人又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
- ③施設は、連帯保証人から請求があったときは、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、入所者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。
- ④連帯保証人が死亡又は破産手続開始決定を受けた場合、もしくは連帯保証人について成年後見が開始された場合は、入所者又は代理人は別の連帯保証人を選任するものとします。

9 サービス利用に当たっての留意事項

(1) ご来所の際

- ①入所者又は代理人は、体調の変化があった際には施設の従業者にご一報ください。
- ②入所者は、施設内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。

(2) 禁止行為

以下の行為につきましては、ご遠慮ください。

- ①決められた場所以外での喫煙・飲酒・飲食等
- ②従業者又は他の入所者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為を行うこと
- ③施設内での金銭及び食物等のやりとり
- ④従業者に対する贈物や飲食のもてなし
- ⑤従業者及び他の入所者に対する身体的・精神的暴力
- ⑥その他決められた以外の物の持ち込み

10 緊急時の対応

サービス提供時に入所者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

11 非常災害対策

施設は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

12 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、代理人、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

13 身体拘束の禁止

原則として、入所者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に入所者及び代理人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

14 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

入所者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、入所者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

入所者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

15 守秘義務に関する対策

施設及び従業者は、業務上知り得た入所者及び代理人の秘密を洩らさないことを厳守します。また、退職後においてもこれらの秘密を厳守すべき旨に従業者との雇用契約の内容としています。

16 協力医療機関等

施設は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、入所者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

【嘱託医】

名称 大田内科クリニック 院長 大田人可医師

住所 旭川市東旭川北1条1丁目2番7号 ☎0166-36-8338

【協力医療機関】

名称 東旭川病院

住所 旭川市東旭川北1条6丁目6番5号 ☎0166-36-2240

名称 独立行政法人国立病院機構 旭川医療センター

住所 旭川市花咲町7丁目 ☎0166-53-9184

【協力歯科医療機関】

名称 ささき歯科診療所 院長 佐々木雅彦医師

住所 旭川市豊岡4条7丁目1番16号 ☎0166-37-7181

◇緊急時の連絡先：緊急の場合には、署名欄にご記入いただいた連絡先に連絡します。

17 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 苦情解決責任者 施設長 出永 秀一

苦情受付担当者 介護看護部長 支倉 千昭

生活相談員主任 中野 円

介護支援専門員 秋元 香野

介護課長 伊藤 雄之

ご利用時間：月～金曜日 9時00分～17時45分

ご連絡先 電話番号 0166-36-6338 メール：m.asahi@vesta.ocn.ne.jp

旭川市明るい施設をつくる運営協議会（旭川市社会福祉協議会）

第三者委員（公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。）

倉知 隆之（元旭川市子育て支援部長）

住所：旭川市春光6条3丁目3-14（☎51-7503）

増田 寛司（税理士）税理士法人中央総合会計

住所：旭川市7条通13丁目59-4（☎25-4131）

森 倫子（看護師）

住所：旭川市4条通2丁目926-6（☎24-0465）

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

- ・旭川市役所福祉保険部介護高齢課

（旭川市6条通9丁目総合庁舎2階 ☎26-1111）

- ・旭川市明るい施設をつくる運営協議会 旭川市社会福祉協議会内

（旭川市5条4丁目ときわ市民ホール ☎23-0742）

- ・北海道福祉サービス運営適正化委員会 北海道社会福祉協議会内

（札幌市中央区北2条西7丁目かでる2・7 ☎011-204-6311）

18 損害賠償について

当施設において、施設の責任により入所者に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、入所者又は代理人に故意又は過失が認められた場合や、入所者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

施設は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、施設は損害賠償責任を免れます。

- ①入所者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ②入所者又は代理人が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ③入所者の急激な体調の変化等、施設が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- ④入所者又は代理人が、施設及び従業員の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合